

事業主の皆様へお知らせ

平素は税務行政に格別のご協力をいただきありがとうございます。

ご提出いただきました給与支払報告書等に基づき、令和 8 年度 市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額を決定いたしました。つきましては関係書類を送付いたしますので、ご多忙とは存じますが、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、次のとおり、原則全ての事業主の方に対して、特別徴収義務者の指定を行っています。ご理解のほどよろしく願います。

個人住民税の特別徴収を徹底しています

地方税法により、所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、個人住民税の特別徴収義務者として、従業員等の給与から個人住民税を差し引き、市町村へ納入していただくこととされています。(この制度を「特別徴収」といいます。)

特別徴収義務者に指定する対象者(事業主)は、 所得税の源泉徴収義務のある給与の支払者です。

前年中に給与の支払を受けており、4月1日において給与の支払を受けている従業員の方(アルバイト・パートなどの方)については、原則、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。ただし、次の従業員の方は特別徴収の対象外とすることができます。

- a 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末までに退職予定の方
- b 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支払期間が不定期の方(例：給与の支払が毎月でない)
- d 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方(乙欄適用者)

次の場合は、事業主の希望が普通徴収でも特別徴収で決定しています。

- ・総括表(摂津市独自様式) 下欄の普通徴収切替理由書に記載がない場合
- ・普通徴収切替理由書(兼 仕切紙)の提出がない場合
- ・普通徴収対象者が不明確、又は a～d 以外の理由が記載されている場合

上記 a～d に該当し、普通徴収に変更する場合は、給与所得者異動届出書の提出が必要です。同封している「特別徴収のしおり」に1枚添付しておりますので、コピー若しくは本市ホームページよりダウンロードしていただきご提出ください。

※従業員の方が常時10人未満の場合、申請により年12回の納期を年2回とする制度があります。詳しくは市民税課にお問い合わせください。

通知書発送後によくあるお問い合わせ

① 特別徴収できない者が含まれている

- ◆令和8年4月10日以降に確認させていただいた「給与所得者異動届出書」については、今回の決定通知に反映されていない場合があります。変更通知書の発送については5月末頃を予定しております。
- ◆1月1日以降に退職された方で「給与所得者異動届出書」が未提出であることが考えられます。「給与所得者異動届出書」をご提出いただければ普通徴収へ変更させていただきます。
- ◆他市から転送されてきた給与支払報告書で課税している場合、特別徴収で決定している可能性があります。対象の従業員の方が退職等により、特別徴収ができない際は、「給与所得者異動届出書」をご提出ください。
- ◆総括表（摂津市独自様式）下欄の普通徴収切替理由書に該当がない場合、又は普通徴収切替理由書（兼 仕切紙）の提出がない場合や個人別明細書にa～d（※裏面参照）の理由が明記されていない場合は、特別徴収に決定している場合があります。a～dに該当しており、特別徴収が困難な場合は、「給与所得者異動届出書」をご提出ください。

② 特別徴収をする予定の者が含まれていない

- ◆他市から転送されてきた給与支払報告書で課税している場合、特別徴収ではなく普通徴収で決定している可能性があります。特別徴収をご希望の場合は、「普通徴収から特別徴収への変更申請書」をご提出ください。

※「普通徴収から特別徴収への変更申請書」は「特別徴収のしおり」に1枚添付しております。複数必要な場合はコピーをしていただくか、若しくは本市ホームページよりダウンロード可能です。

③ 会社名、送付先が変更されていない

- ◆会社名、送付先に変更があれば「名称・所在地等変更届出書」をご提出ください。
※「名称・所在地等変更届出書」は「特別徴収のしおり」に1枚添付しております。複数必要な場合はコピーをしていただくか、若しくは本市ホームページよりダウンロード可能です。

【 お問い合わせ先 】 摂津市 市民税課 市民税係

直通電話番号 06-6319-1990

代表電話番号 06-6383-1111 , 072-638-0007

(内線 2256～2259)

ホームページアドレス <https://www.city.settsu.osaka.jp>

(ホーム > 組織案内 > 市民税課 > 申請書ダウンロード)



※通知書発送後は電話がつながりにくい場合があります。ご了承ください。